Web 年金広報　2026年 10 月号　Vol.163（通巻808号）

発行所　特定非営利活動法人 年金・福祉推進協議会
〒101-0047
東京都千代田区内神田 2-15-9　The Kanda 282 9F
TEL:03-5209-1281　FAX:03-3256-8928
https://www.npo-nenkin.jp
E-mail：info@npo-nenkin.jp

◆コラム◆　時代とともに【連載　第76回】　　山﨑　泰彦

裏技的な仕掛けが制度不信を強める？

「皆保険・皆年金が可能であったのは、多額の税を社会保険財源に投入したからである。また、高齢者医療を支えるため、社会保険制度間の複雑な財政調整も制度化された。社会保険制度の給付を行き渡らせるための仕掛けは、他面において税と保険料の流れをみえにくくし、負担の対価性も感じにくくした。現役世代が直面する生活苦が拡がるなか、社会保障を支える裏技的な仕掛けが、制度不信が強まる要因に転じてしまった」（下線筆者。宮本太郎『社会保障改革の岐路－信頼のセーフティネットは可能か』岩波新書、2026年、５ページ）。

宮本太郎・中央大学教授の指摘を肯定的に受けとめながらも、皆保険・皆年金の達成以来の社会保障史をみてきた者としては、本誌読者にはこのようにならざるを得なかった事情についても理解していただきたいと思う。

わが国の社会保障では社会保険の比重が高く、2024年度では、給付費の８割強を社会保険が占める。しかし、財源に占める社会保険料の割合は６割弱で、税の割合が４割強を占める（積立金の運用収入を除く。国立社会保障・人口問題研究所「2024年度社会保障費用統計」）。これは本来、保険料が主財源であるはずの社会保険に多額の税財源が投入されているからである。皆保険・皆年金を実現するために創設された国民健保・国民年金であるが、自営業者等の一般住民が対象であるがゆえに、事業主負担がない上に、低所得者も多いなかで、社会保障としての機能を果たし得る給付を保障しようとしたとき、多額の税負財源を投入せざるを得なかったのである。

ただし、年金保険については、基礎年金の２分の１の国庫負担は国民年金・厚生年金に共通であり、両制度の財政力の調整も加入者数に応じた拠出金負担に限定されているから、税・保険料の負担と給付の関係の透明性は十分に確保されているのではないか。宮本教授の指摘が向けられるのは主に医療保険であろうが、そこでの税・保険料負担と給付の関係のわかりにくさについてはやむを得ない事情がある。

全国民レベルで保険料と給付の均衡を図る年金保険と違って、医療保険では、地域的な医療供給体制・受療機会や保険者間の疾病予防の取組みの違いを反映し、保険料が保険者ごとに異なる。また、地域保険である国民健保、後期高齢者医療制度、介護保険の保険者は市町村／都道府県単位の保険者であり、いずれも２分の１強の税財源が投入されているが、それも一律ではなく、保険者間の財政力に応じた税負担の配分が行われている。

さらに、現役の医療保険加入者には、前期・後期の高齢者医療、介護保険、子ども・子育て支援の各種拠出金がある。また、被用者保険の内部でも、協会けんぽと組合健保の財政力の調整として協会けんぽに対する国庫負担があるほか、協会けんぽの内部でも都道府県保険者間で年齢構成や所得水準の調整措置がある。

いずれも「社会保険制度の給付を行き渡らせるための仕掛け」であるが、その「裏技的な仕掛けが、制度不信が強まる要因に転じてしまった」とすれば、そのジレンマを乗り越えるにはどうすればよいか。残念ながら筆者には、微調整であればともかく、宮本教授に納得していただけそうな実現可能な処方箋はとても書けそうにない。

山﨑　泰彦（やまさき・やすひこ）
神奈川県立保健福祉大学名誉教授
1945年生まれ。社会保障研究所、上智大学、神奈川県立保健福祉大学を経て、2011年より現職。社会保障審議会委員、社会保障制度改革国民会議委員、社会保障制度改革推進会議委員等を歴任。著書に『社会保障・税一体改革の十年』（社会保険出版社、2021年）、『社会保障―時代とともに』（販売：社会保険出版社、2025年）など。